

知財通信

西日本医系大学知的財産管理ネットワーク
 幹事校 川崎医科大学
 加入校1川崎医療福祉大学 加入校1岡山県立大学
 加入校1川崎医療短期大学 加入校1福山大学

特許法の改正で、**職務発明の特許を受ける権利は、最初から発明者ではなく大学に帰属することになりました。**

従来の特許法

従来、特許法では、発明について「特許を受ける権利」は「発明者個人」のものとした上で、職務発明については、法人が職務発明規程を定めて発明者に相当の対価を支払うことを条件に、法人が発明者から「特許を受ける権利」を譲り受けることを認めていました。

従って、職務発明について、大学は先生方から「特許を受ける権利」を譲り受けていました。

改正特許法

7月3日の参議院本会議で与野党の賛成多数で改正特許法が可決成立し、今後1年以内に施行されることになりました。

この改正特許法の施行により、職務発明について「特許を受ける権利」は、発明者帰属から法人帰属に変更されます。

改正特許法施行後の変更点

従って、届出のあった発明が職務発明に該当すると大学で認定されれば、発明者が「**譲渡書**」を提出する必要がなくなります。

監修 一般社団法人発明推進協会 広域大学知的財産アドバイザー 杉原 長利 携帯 080-6860-5631

相談窓口	川崎医科大学	医科大学事務部 研究支援係	青江 智子	内線 26043
	川崎医療福祉大学	事務部 庶務課	課長 武政 さとみ	内線 54221
	川崎医療短期大学	事務部 庶務課	課長 桑田 俊明	内線 43088
	岡山県立大学	事務局 総務課 企画広報班	犬飼 義裕	内線 9169
	福山大学	総務部 企画・文書課	課長 徳永 充孝	内線 2117